

日本高野連発 14-0013 号
平成 26 年 5 月 22 日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿
都道府県高等学校野球連盟
理事長、専務理事、代表理事 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 奥 島 孝 康

無期謹慎処分を受けた指導者の取扱いについて

去る平成 25 年 10 月 9 日に開催された日本学生野球協会審査室で長崎県・佐世保実業高等学校監督が無期謹慎処分を受けた事に対し、処分が不当だとして同年 11 月 8 日に同審査室へ不服申立を行いました。

これを受けて、同審査室は「不服申立に関する規則」に基づき、処分が妥当であったか否かについて、不服審査委員会で新たな証拠書類の検証や聴聞会を開催し、慎重に審議を重ねた結果、監督からの申立を棄却することを平成 26 年 4 月 8 日に決定しました。

併せて、不服審査委員会から従前に当連盟が行ってきた指導者への処分について無期謹慎と除名の差別化を図るよう指摘を受けました。

過去に遡ってみると、無期謹慎処分を受けた指導者は 21 名おりますが、実際に処分を受けた後、指導者として復帰した方は存在しません。

過去の事例については様々な要因が考えられますが、無期謹慎を受けるような重大な不祥事件を発生させた場合、野球部の指導者としての責任もさることながら、教職員としての責任を問われている場合が多く、処分を受けた指導者は懲戒免職などの処分を受けているか、自ら職を辞している場合が少なくありません。

指導者が学校現場を離れた状況に置かれる中で、学生野球団体が当該指導者のその後の進路や謹慎状況を把握出来ないというのが実態として考えられます。

このような実態を鑑み、無期謹慎と除名の差別化を図るべく、今後は別紙の通り運用を行っていくことを決定しました。

頻繁に発生するケースではありませんが、都道府県高等学校野球連盟の皆様におかれましては、その主旨をご理解いただき、運用について徹底のほど、よろしくお願い申し上げます。

以 上

無期謹慎処分を受けた指導者の取り扱いについて

平成26年 5 月
日本高等学校野球連盟

日本学生野球憲章に違反し、日本学生野球協会審査室から無期謹慎処分を受けた指導者（復帰を希望する時点で加盟校に所属していない場合）に対して、被処分者が復帰を希望する場合、下記の通り手続きを定める。

1. 無期謹慎処分を受けた指導者が野球部活動に復帰を希望する場合、日本高等学校野球連盟が被処分者の謹慎状況について指導、監督する。
2. 日本高等学校野球連盟は被処分者に対して、原則として年2回は謹慎状況報告書の提出を求める。被処分者が謹慎状況報告書に記載する事項は下記の通りとし、被処分者の謹慎状況や指導力向上について指導、助言を行う。
 - (1) 処分の対象となった事実についての発生要因と反省について
 - (2) 処分後の状況について
 - (3) 謹慎期間中の謹慎内容
 - (4) 指導力を向上するために行った事について（具体的に）
 - (5) 再発防止へ向けての対策
3. 日本高等学校野球連盟は上記の内容について、被処分者の謹慎状況を監督し審議委員会で被処分者の謹慎期間について、然るべき時期に達したと判断した場合、被処分者と面談を行う。
4. 被処分者との面談は原則として審議委員長及び事務局長が担当し、それまでの謹慎状況報告の内容や再発防止へ向けての具体的な対策について聴取する。
5. 日本高等学校野球連盟は審議委員会で被処分者との面談結果について審議し、被処分者の謹慎状況が十分であり、今後、日本学生野球憲章並びに当連盟が定めた諸規定を誠実に遵守すると判断した場合に限り、日本学生野球協会へ処分の解除申請を行う。
6. 日本学生野球協会審査室で処分解除について審議し妥当だと認められた場合、審査室は被処分者に対して処分解除を行う。
7. 日本高等学校野球連盟は日本学生野球協会からの処分解除通知を被処分者に送付する。
8. 最終的に被処分者が野球部活動への復帰をする際には、復帰を希望する加盟校から所属の都道府県高等学校野球連盟を通じて指導者復帰申請書（様式参照）を日本高等学校野球連盟へ提出し、復帰を認める。

※ 被処分者が加盟校に所属している場合は、所属の学校長が被処分者の謹慎状況を指導、監督する。また、被処分者が復帰の際には学校長が代表してその手続きを行うこととする。

以 上